

# 公立大学法人横浜市立大学発ベンチャーに対する 知的財産のライセンス等に関するガイドライン

制 定 令和 6 年 11 月 1 日

公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）は、本学の教職員等の職務により生じた知的財産を有効に活用し、研究成果の社会実装を推進するため、「公立大学法人横浜市立大学発ベンチャーの支援に関する規程」（以下「規程」という。）において、本学におけるベンチャー企業（以下「大学発ベンチャー」という。）に対して、本学が所有する知的財産権、ノウハウ等（以下「知的財産」という。）の使用に関する優遇措置を与えることとしている。

このガイドラインは、本学が大学発ベンチャーに対して知的財産のライセンス等をするにあたり、その対価の支払いについての優遇措置を適用する際の指針を定めるものである。

## 1 本ガイドラインの対象となる大学発ベンチャー

規程に基づき支援が決定した「横浜市立大学認定ベンチャー」のうち、知的財産の優遇措置を希望する大学発ベンチャーを対象とする。

## 2 ライセンス等の対価の優遇

大学発ベンチャーは、活用する大学の研究成果が基礎研究をベースにしていることが多いことから、他のベンチャー企業と比較して事業化に向けた研究開発などの投資が長期かつ大規模となる傾向があり、知的財産のライセンス等やその他の事業化のための活動資金を、十分に確保できない場合がある。大学発ベンチャーの成長を促進し、本学の研究成果の社会実装を実現化するには、起業間もない大学発ベンチャーに対して大学が保有する知的財産をライセンス等する際に、その対価を多額の現金で求めず、また早急な資金回収を行わないことが好ましい。

### （1）実施許諾（ライセンス）契約

実施許諾の対価において、契約一時金の減免の措置を施すとともに、ベンチャースポーツ期間中のランニングロイヤリティを減免する等、起業当初における大学発ベンチャーの支出を軽減する。

実施許諾の対象に係る費用の負担は、大学発ベンチャーの支払能力を鑑みて優遇措置を施すこととし、詳細は契約により定める。

### （2）知的財産の譲渡

本ガイドラインの対象となる大学発ベンチャーとは、原則として実施許諾（ライセンス）契約を前提として交渉することとするが、当該企業の経営状態等及び希望を踏まえて、知的財産の譲渡の協議に応じることができるものとする。ただし、譲渡対価は本学が負担した出願及び維持に係る費用相当額以上の金額を原則とする。

### （3）ライセンス等の対価としての株式等の取得

本ガイドラインの対象となる大学発ベンチャーから、ライセンス等の対価として株式等による支払いの申し出を受けた場合、原則として「公立大学法人横浜市立大学における大学発ベンチャー企業を対象とした収益を伴う事業の対価として取得する株式等取扱要綱」に基づき、株式等による収益事業対価支払申請を受け付けることができるものとする。

### 3 優遇措置を講じる期間

この優遇措置は、原則として規程に定める大学発ベンチャー支援期間中とする。

### 4 その他

- (1) この優遇措置の目的は、起業当初の大学発ベンチャーに対してライセンス等のための初期投資を抑制して事業検証・製品等の開発を優先させることで、大学発ベンチャーの成長を促すことにある。よって、この優遇措置の適用にあたっては、本学の利益を棄損することがないよう留意する。
- (2) 本ガイドラインは、今後の大学発ベンチャーに対するライセンス等の対価の優遇以外の支援の状況によって、随時改正するものとし、改正にあたっては産学連携戦略委員会に諮るものとする。

### 附 則

このガイドラインは、令和6年11月1日から施行する。